

モーダルシフト等推進事業費補助金交付要綱

	平成 23 年 6 月 8 日	国政参政第 24 号
改正	平成 24 年 3 月 29 日	国総物第 109 号
改正	平成 25 年 4 月 17 日	国総物第 6 号
改正	平成 28 年 3 月 31 日	国総物第 83 号
改正	平成 29 年 5 月 8 日	国総物第 8 号
改正	令和 3 年 4 月 1 日	国総物第 173 号
改正	令和 4 年 3 月 31 日	国総物第 94 号

(通則)

第 1 条 モーダルシフト等推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、貨物の輸送を委託する者である荷主企業及び貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者（貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者又は倉庫業者をいう。以下同じ。）等物流に係る関係者によって構成される協議会が、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）第 4 条第 1 項に規定する総合効率化計画の策定のための調査事業及び同項による認定を受けた総合効率化計画（以下「認定総合効率化計画」という。）に基づき実施する事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を国が補助することにより、二酸化炭素排出原単位の小さい輸送手段への転換を図るモーダルシフトをはじめとする流通業務の総合化及び効率化を推進し、温室効果ガスの削減による地球温暖化の防止及び低炭素型の物流体系の構築を図るとともに、物流分野の労働力不足に対応した物流効率化の取組をより一層推進することを目的とする。

(補助対象事業者)

第 3 条 補助対象事業者は、荷主企業及び貨物運送事業者等物流に係る関係者によって構成された協議会であって、予め大臣の認定を受けた者とする。

(交付の対象等)

第 4 条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。

2 前項の規定による補助対象事業の区分ごとの内容、補助対象経費、補助率、補助金の額等については、別表 1、別表 2、別表 3 及び別表 4 によるものとする。

(交付申請)

第 5 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに第 1 号様式による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第 6 条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表 1、別表 2、別表 3 及び別表 4 に定めるところにより交付決定を行い、第 2 号様式による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第 7 条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ第 3 号様式による交付決定（変更）申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第 8 条 大臣は、前条の規定による交付決定（変更）申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、第 4 号様式による交付決定（変更）通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定の変更の際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第 9 条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 20 日以内に、第 5 号様式による補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業の中止等)

第 10 条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ第 6 号様式による補助対象事業の中止（廃止）申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告等)

第 11 条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況等について、大臣の求めがあったとき

は、大臣が別に定める様式及び提出期限までに、その旨を報告しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに第 7 号様式による補助対象事業事故報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から 30 日を経過した日又は 3 月 15 日のいずれか早い日までに第 8 号様式による補助対象事業完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 13 条 大臣は、前条の規定による補助対象事業完了実績報告書の提出があったときは、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表 1、別表 2、別表 3 及び別表 4 に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、第 9 号様式による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 14 条 補助対象事業者は、国からの補助金の支払いを受けようとするときは、第 10 号様式による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還命令)

第 15 条 大臣は、次に掲げる場合には、第 6 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
 - 二 補助事業を記載している認定総合効率化計画の認定が取り消された場合
 - 三 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - 四 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正行為等を行った場合
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取り消しを行った場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保存義務)

第 16 条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(提出部数)

第 17 条 この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、2 部（正本 1 部、副本 1 部）とする。尚、電子メールで提出する場合の提出部数は、1 部（正本 1 部）とする。

附 則

この要綱は、平成 23 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日付け国総物第 109 号）

この要綱は、平成 24 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 25 年 4 月 17 日付け国総物第 6 号）

この要綱は、平成 25 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日付け国総物第 83 号）

この要綱は、平成 28 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 29 年 5 月 8 日付け国総物第 8 号）

この要綱は、平成 29 年度の補助金から適用する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日付け国総物第 173 号）

この要綱は、令和 3 年度の補助金から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日付け国総物第 94 号）

この要綱は、令和 4 年度の補助金から適用する。

別表 1

補助対象事業	総合効率化計画策定事業
内容	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）第 4 条第 1 項に規定する総合効率化計画の策定のための調査事業
補助対象経費	①計画策定のための調査に要する費用（協議会開催等の事務費、データの収集・分析の費用、アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、短期間の実証調査のための費用等） ②総合効率化計画策定事業において、流通業務（輸送、保管、荷さばき、流通加工）の省人化・自動化に資する機器の導入等を計画した場合に要する費用（データの収集・分析の費用、短期間の実証調査のための費用等）
補助率	①定額、②1/2
補助金の額	①上限額 200 万円、②上限額 300 万円 ※①+②=上限総額 500 万円
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）
備考	※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。 ※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表 2

補助対象事業	モーダルシフト推進事業
内容	認定総合効率化計画に基づき実施する事業であって、貨物自動車による陸上輸送から鉄道輸送又は船舶を利用した海上輸送へ転換すること等により、CO ₂ 排出量の削減を図ることを目的として実施する事業
補助対象経費	①・貨物自動車による陸上輸送から鉄道又は海上輸送に転換する場合に係る運行経費 ・鉄道又は海上輸送により新規貨物を輸送する場合に係る運行経費 ②モーダルシフト推進事業の実施に当たり、流通業務（輸送、保管、荷さばき、流通加工）の省人化・自動化に資する機器を用いた場合に係る当該機器のリース・レンタル経費
補助率	①1/2、②2/3
補助金の額	①補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、大臣が別に定める輸送種別毎の金額に輸送数を乗じて得た額と 500 万円のうち金額の小さな方を上限とする。 ②補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、500 万円を上限とする。 ※①+②=上限総額 1,000 万円。
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）
備考	※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。 ※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表 3

補助対象事業	幹線輸送集約化推進事業
内容	認定総合効率化計画に基づき実施する事業であって、発荷主から着荷主までの輸送距離が概ね 30km 以上ある貨物自動車による輸送において、複数荷主の貨物を集約化して、積載率を向上させて、走行車両台数及び CO ₂ 排出量の削減を図ること等を目的として実施する事業
補助対象経費	①輸送の集約化に伴って新たに発生する増加分の運行経費 ②幹線輸送集約化推進事業の実施に当たり、流通業務（輸送、保管、荷さばき、流通加工）の省人化・自動化に資する機器を用いた場合に係る当該機器のリース・レンタル経費
補助率	①1/2、②2/3
補助金の額	①補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、500 万円を上限とする。 ②補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、500 万円を上限とする。 ※①+②=上限総額 1,000 万円。
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）
備考	※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。 ※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表 4

補助対象事業	過疎地域のラストワンマイル配送効率化推進事業
内容	認定総合効率化計画に基づき実施する事業であって、過疎地域のラストワンマイル配送の効率化により、走行車両台数及びCO ₂ 排出量の削減を図ること等を目的として実施する事業
補助対象経費	<p>①・貨物自動車による輸送において、複数荷主の貨物を集約化して、積載率を向上させて配送する場合にかかる運行経費</p> <p>・旅客自動車運送事業者が貨物を運送する場合にかかる運行経費</p> <p>※ただし、いずれも過疎地域向けの配送拠点から目的地までの配送区間を対象とする。</p> <p>②過疎地域におけるラストワンマイル配送効率化推進事業の実施に当たり、流通業務（輸送、保管、荷さばき、流通加工）の省人化・自動化に資する機器を用いた場合に係る当該機器のリース・レンタル経費</p>
補助率	①1/2、②2/3
補助金の額	<p>①補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、500万円を上限とする。</p> <p>②補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、500万円を上限とする。</p> <p>※①+②=上限総額1,000万円。</p>
補助金の額の確定	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額</p> <p>(2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）</p>
備考	<p>※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</p> <p>※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>※ 過疎地域とは、過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条に定める区域をいう。</p>